

(様式1)

令和5年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置
(令和6年度における対応状況)

県水道3事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和5年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第3. 外部監査の結果及び意見 1 事業評価 (3) 事業成果の記載内容の充実 【意見】	(現状の問題点) 施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性向上のため、推進事業に係る重要な成果指標(目標、実績)の記載を検討する余地があると思料する。 (解決の方向性) 個別事業の活動内容(アウトプット)と成果(アウトカム)を明確に区分し、成果指標の目標と実績を比較検証する等、目的と整合する施策評価を実施する。 (P24)	令和6年度末に策定した「企業局経営戦略2025」において、水道3事業の事業進捗管理に成果指標を可能な限り取り込んだ。 これに合わせて、新・宮城の将来ビジョン実施計画・中期(R7~9)以降、各事業の成果指標の目標と実績が比較できるよう改め、経営戦略の目標と整合する施策評価を実施することとしている。
2	第3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (1) 中長期収支見通しの公表 【意見】	(現状の問題点) 県水道3事業に係る中長期収支見通しの現在の公表内容に改善の余地があると思料する。 (解決の方向性) 県民を含む関係者に対して、県水道3事業の中長期収支見通しに関する情報を公表し、経営の透明化を図る。 (P27)	令和6年度末に策定した「企業局経営戦略2025」の中で水道3事業の中長期収支見通しに関する情報を公開した。
3	第3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (2) 配置人員のあり方 【意見】	(現状の問題点) 令和4年度から運営権者に移行している施設管理班の業務と、それぞれの年度において実施する事業や業務量等を踏まえながら、今後に向けた配置人員のあり方の検討の余地があると思料する。 (解決の方向性) 令和7年3月に改定予定の経営戦略において、コンセッション移行後の人員配置方針を明確にする。 (P30)	令和6年4月1日時点の職員数については、みやぎ型管理運営方式の導入に伴う業務量の変化等を踏まえ前年4月1日時点の職員数から減少しているところ。新たな経営戦略では、みやぎ型管理運営方式のみならず、それぞれの年度で実施する事業等の変化を踏まえ、業務量に応じて必要な定数の見直しを進めていく旨を記載した。
4	第3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 管路更新計画の進捗の適正化 【意見】	(現状の問題点) 大崎広域水道事業や工業用水道事業における昨今の断水、漏水等の発生事案は経年劣化に起因するものがあるものと考えられる。アセットマネジメントの更なる有効実施のため、管路更新計画の進捗の適正化の余地があると思料する。 (解決の方向性) 管路更新計画の進捗遅延の他、以下に係るリスク評価を行い、適時に企業局アセットマネジメント計画や経営戦略に反映させる。 ・管路更新計画と現行のアセットマネジメント計画の差異 ・最近の工事コスト上昇に伴う延長当たり更新費の見直し (P32)	令和6年度末に策定した「企業局経営戦略2025」において、既計画との差異を反映させるとともに、計画のフォローアップの方針について定めた。
5	第3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (5) 経費負担の適正化 【指摘】	(現状の問題点) 流域下水道事業において、経費負担の適正化の観点から合理的根拠に乏しい一般会計負担が検出された。 (解決の方向性) コンセッション移行に伴う流域下水道事業の事業変化も考慮のうえ、一般会計負担ごとの積算ルール、必要性、将来的な見込み、合理化に向けての考え方を企業局経営戦略2025(令和7年3月改定予定)に明示することも含めて検討する。 (P35)	■消費税納税額 「一般会計負担する合理的根拠は希薄である」との指摘を受け、令和7年度以降はこの補助を受けないこととする。 ■人件費 料金算定期間5年毎に段階的に一般会計からの負担を削減し、令和21年度以降をゼロとする旨を関係市町村へ説明しており、今後もその考え方で進める。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和5年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
6	第3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (6) 経営戦略の適時更新 【意見】	(現状の問題点) 県水道3事業に係る経営戦略の適時更新が望ましいと考える。 (解決の方向性) 重要な経営環境の変化が生じた場合、適時に経営戦略の見直し(ローリング)を行い、持続可能性を検証する。 (P37)	令和6年度末に「企業局経営戦略2025」を策定し、総務省のマニュアルにもあるとおり、「経営戦略」に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間(3~5年毎)の成果を検証・評価した上で改定した。
7	第3. 外部監査の結果及び意見 3 会計 (2) 建設仮勘定の精算処理 【指摘】	(現状の問題点) 令和5年1月に事業供用開始しているのから、仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業のすべてを建設仮勘定のままとするのは事業の実態と乖離しており、会計処理として不適切である。 (解決の方向性) 減価償却費を適時に計上できるように、事業供用開始時に建設仮勘定の精算処理を行う。 (P42)	総務省や公認会計士などの専門家に、対応の確認を行ったうえで、減価償却費を適時に計上できるように、事業供用開始時に建設仮勘定の精算処理を行うよう改めた。
8	第3. 外部監査の結果及び意見 3 会計 (9) キャッシュ・フロー計算書の表示区分 【指摘】	(現状の問題点) 流域下水道事業に係る令和4年度キャッシュ・フロー計算書上、業務活動によるキャッシュ・フローが1,538,031千円相当の過大表示になっている。 (解決の方向性) 財務報告に係る内部統制の確保の観点から、専門家の関与の必要性・十分性を検討する。 (P53)	専門家の関与については令和元年度より公認会計士に委託し決算書等の確認等をいただいているところだが、今回の指摘を踏まえ、令和5年度決算においてキャッシュ・フロー計算書の表示を改めた。
9	第3. 外部監査の結果及び意見 3 会計 (10) 財務諸表の注記事項 【指摘】	(現状の問題点) 以下の財務諸表の注記事項に係る記載誤りが検出された。 ・ 企業債償還に係る一般会計負担見込額 ・ セグメント情報「有形固定資産等の増加額」 (解決の方向性) 注記事項の開示内容をあるべき開示に見直す。 (P54)	指摘を踏まえ、令和5年度決算において注記表の開示内容を改めた。
10	第3. 外部監査の結果及び意見 4 契約 (1) 指定管理者のモニタリング 【意見】	(現状の問題点) 指定管理料が実績精算払いでないにも関わらず指定管理者の事業収支実績がゼロである点について、県は指定管理者の区分経理記録との照合まで実施していないため、管理運営収支実績の点検・確認方法の改善を検討する余地があると思料する。 (解決の方向性) 指定管理者のモニタリング等において、指定管理者の実績報告と区分経理記録の照合記録を保管する。 (P57)	指定管理者へのモニタリングについてはこれまで適切に実施してきたところだが、指摘を踏まえてより詳細を確認できるように、実績報告時の区分経理記録について可能な範囲での提出の可否を指定管理者と協議し、令和6年度実施分の実績報告から内容の確認を行うこととした。
11	第3. 外部監査の結果及び意見 5 コンセッション (1) OM会社情報の公表のあり方 【意見】	(現状の問題点) 以下の点を考慮すると、OM会社の財務情報開示の充実化が必要と考えられる。 ・ 実施契約書や事業計画において運営権者とOM会社の一体性が認められること ・ OM会社の計算書類は未開示であり、重要な財務情報が明らかでないこと ・ OM会社が開示している財務3表では、コンセッションの実質的な営業費用の多くを占めるOM会社のコスト情報開示として十分とまで言い切れないこと (解決の方向性) 事業計画上のOM会社の位置付けや重要性を踏まえ、OM会社に対するモニタリングの実効性を確保するため、以下の検討を行う。 ・ コンセッション契約当事者を県と運営権者の二者契約からOM会社を含む三者契約への見直し ・ 計算書類の開示等、OM会社の情報開示に関する要求水準書の見直し (P68)	監査人が提案する「コンセッション契約当事者を県と運営権者の二者契約からOM会社を含む三者契約への見直し」や「計算書類の開示等、OM会社の情報開示に関する要求水準書の見直し」は、宮城県上下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)の民間事業者の選定条件の根幹的な部分の変更となり、現実的に不可能であるが、運営権者において、以下の改善措置を講じた。 運営権者とOM会社の決算資料について、その関係性をよりわかりやすく明示するなど、OM会社の財務情報開示の充実化を図った。具体的には、運営権者のホームページにおいて、運営権者及びOM会社の2社の決算を一体的に表示、分析することが可能となった。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和5年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
12	第3. 外部監査の結果及び意見 5 コンセッション (2) 区分経理のモニタリング 【意見】	(現状の問題点) 区分経理の運用状況に関するモニタリングに改善余地が認められる。 (解決の方向性) 一般的に、区分経理には原価付け替えリスクがあることを念頭に、運営権者が計上しているOM会社に対する委託料の区分経理の運用状況についてもモニタリング確認事項とする。 (P71)	事業別配置人員の状況を運営権者に定期的に報告させるなどして、概括的に確認する。
13	第3. 外部監査の結果及び意見 6 外部監査結果への対応 (1) 措置しない理由の整理 【意見】	(現状の問題点) 措置しないと判断するに至った過程、具体的理由、根拠等の確認手法に改善の余地があると思料する。 (解決の方向性) 包括外部監査結果等への対応区分「措置しない」事項に係る根拠等の確認を徹底する。 (P75)	意見を踏まえ、今後については「措置しない」とする際の根拠等の確認を徹底する。
14	第3. 外部監査の結果及び意見 6 外部監査結果への対応 (2) 改善措置の根拠の整理 【意見】	(現状の問題点) 措置済とする根拠の確認手法に改善の余地があると思料する。 (解決の方向性) 「措置済」事項に係る根拠等の確認を徹底する。特に、県に損害発生の可能性ある事案に係る措置済の取扱いについては、損害発生への解消に係る対応状況を明示する点に留意する。 (P77)	意見を踏まえ、今後については「措置済」とする際の根拠等の確認を徹底するとともに、当局に損害が発生する可能性のある事案については、損害発生への解消に係る対応状況を明示することとする。